

○厚生労働省告示第二百七十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の三十第三項及び第四項並びに第三十一条の三十四第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

第2を次のように改める。

第2 規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、次に掲げるものとする。

- 1 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清型がH5N1又はH7N7であるものに限る。）であつて、以下のいずれかの基準に適合するもの
 - (1) 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと
 - (2) 6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数（IVPI）が1.2以下であること
 - (3) HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと

2 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清亜型がH7N9であるものに限る。） A／Anhui／1／2013（H7N9）（N1BRG—268）

3 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清亜型がH7N9であるものに限る。） A／Shanghai／2／2013（H7N9）（N1BRG—267）